

特殊な用途に使用されるケーブルの規格に関する事項

改正規則

鋼船規則 H 編
高速船規則

改正事項

特殊な用途に使用されるケーブルの規格に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 UR E7 では、一般的なケーブルに対して形式承認を行う場合は、IEC60092 シリーズに従い製造されたケーブルとする旨規定している。

近年、船舶におけるコンピュータ機器の使用の増加や制御システムにおける情報量の増加に伴い、電子制御回路、通信回路等において、光ファイバーケーブルや情報機器用フレキシブルケーブルといった特殊なケーブルが使用されている。しかしながら、これらのケーブルは一般的なケーブルと比べ、物理的な強度等に違いがあるため、上記 IEC 規格とは異なる規格に従って製造されている。

この程、IACS は、このような特殊なケーブルについても使用を認めるべく同統一規則の見直しを行い、当該取扱いを規定した IACS 統一規則 E7 (Rev.4) を 2016 年 4 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 E7 (Rev.4) を取り入れるべく、関連規定を改めた。

改正内容

本会が適当と認めた場合、一般的なケーブル用の規格以外で製造された光ファイバーケーブル等特殊な用途に使用されるケーブルの使用を認める旨規定した。

改正条項

鋼船規則 H 編 2.9.1
高速船規則 10 編 2.7.1